

令和5年3月17日付けの「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）」に関連して、感染が不安で休ませたいと相談があった場合の出欠の取扱いの考え方や、やむを得ず学校に登校できない場合の学習指導の取扱い等について、改めてお知らせします。

事務連絡
令和5年3月28日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・指導事務主管課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒に係る留意事項について（再周知）

令和5年4月1日以降の新学期におけるマスクの着用については、「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）」（令和5年3月17日付け4文科初第2507号）においてお知らせしたとおり、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「衛生管理マニュアル」という。）を改定し、「児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること」等をお示ししたところです。

また、従来から衛生管理マニュアル等においてお示ししているところですが、学校におけるマスク着用の考え方の見直し等に伴い、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒の出欠の取扱いの考え方や学校に登校できない期間の学習指導の取扱いに関して、新学期を迎えるに当たり、下記のとおり改めてお示ししますので、御配慮の上、御対応いただきますようお願いいたします。

本件につきまして、各都道府県教育委員会担当課におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会担当課におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所管の学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、その設置する附属学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒の出欠の取扱いの考え方について

保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、「同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合」には、従来どおり、指導要録上、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能であること。

(衛生管理マニュアル第2章4(2)参照)

2. やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する ICT の活用等による学習指導について

上記1.により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要であること。

特に、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行うことが重要であること。

(衛生管理マニュアル第4章4参照)

このほか、詳細については衛生管理マニュアルの内容を参照の上、適切に対応されたいこと。

[参考] 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について(通知)(令和5年3月17日付け4文科初第2507号)

<本件連絡先>

1. について

初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2918)

2. について

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室

TEL : 03-5253-4111 (内線 2369)